

# ○美幌・津別広域事務組合自家用電気工作物保安規程

〔昭和49年9月20日  
消本訓令第1号〕

改正 平成 3年 4月 1日消本訓令第14号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 美幌・津別広域事務組合（以下「組合」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用を確保する電気事業法（昭和39年法律170号以下「法」という。）第74条第3項で準用する法大52条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

(法令及び規程の遵守)

第2条 組合の管理者および署員は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合は、別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第4条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正に当たっては、主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

## 第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務の監督)

第5条 電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安業務の執行は、消防長が統括管理し主任技術者は、別図1のとおり配置して、その監督に当たらせるものとする。

(主任技術者の職務)

第6条 主任技術者の保安監督の職務は、次の事項について行うものとする。

- (1) 電気工作物にかかる保安教育に関すること。
- (2) 電気工作物の工事に関すること。
- (3) 電気工作物の保守に関すること。
- (4) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (5) 電気工作物の災害対策に関すること。
- (6) 保安業務に関すること。

(7) 保安用器材及び書類の整備に関すること。

2 主任技術者は、電気工作物の工事、維持運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

(設置の義務)

第7条 電気工作物に係わる保安上重要な事項を決定又は行おうとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者の電気工作物に係わる保安に関する意見を尊重するものとする。

3 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係わる保安に関係ある場合には、主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。

4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立合わせるものとする。

(職員の義務)

第8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保守のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者不在時の措置)

第9条 主任技術者は、病気やその他やむをえない事情により不在となる場合には、その業務の代行する者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、主任技術者の不在時には、主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

(主任技術者の解任)

第10条 主任技術者が次の各号に該当する場合には、解任することができるものとする。

(1) 主任技術者が病気により欠勤が長期にわたり又は精神障害により保安の確保上不相当と認めるとき。

(2) 主任技術者が法令等又はこの保安規程の定めるところに違反し又は怠って保安の確保上不相当と認めるとき。

(3) 主任技術者が刑事事件により起訴されたとき。

2 前各号に該当する場合又は主任技術者が昇任、転任、退職の場合のほか、その意に反して解任されないものとする。

### 第3章 保安教育

(保安教育)

第11条 主任技術者は保安に係わる署員に対し、組織の実態に即した必要な知識及び技能の教育を行わなければならない。

(保安に関する訓練)

第12条 電気工作物の保安に係わる署員に対し、災害その他電気事故が発生した時の措置について必要に応じ実地指導訓練を行うものとする。

#### 第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第13条 電気工作物の建設工事計画を立案するに当っては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の計画を立案し消防長の承認を求めなければならない。

(工事の実施)

第14条 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引渡しを受けるものとする。

#### 第5章 保守

(巡視、点検、測定)

第15条 電気工作物の保安のため巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準に従い、主任技術者において組合は、管理者の承認を経て計画的に実施しなければならない。

2 日常定期及び精密等それぞれの場合に行う巡視点検箇所並びに特に注意すべき事項は、主任技術者において定めておかななければならない。

(技術基準の維持)

第16条 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明した時は、当該電気工作物を修理し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故再発防止)

第17条 事故その他の異状が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行いその原因を究明し再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

#### 第6章 運転又は操作

(運転又は操作)

第18条 主任技術者は、平常時及び事故その他の異状における遮断器、その他

機器の操作の順序方法について定めなければならない。

- 2 前項の操作の順序及び方法については、受電室その他必要な機器の設置箇所において見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 3 主任技術者若しくは代務者又は署員は、事故その他異状が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡しなければならない。
- 4 前項の連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は、受信室その他見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 5 受電遮断器の操作に当っては、北海道電力株式会社美幌営業所と必要に応じて連絡しなければならない。

## 第7章 災害対策

(災害対策)

第19条 非常災害時その他の災害に備えて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることが出来るような体制を整備しておくものとする。

第20条 非常災害時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督は、主任技術者が行うものとする。

## 第8章 記録

(記録)

第21条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録を次の各号による種別により行い、これを3年間保存しなければならない。

- (1) 補修工事記録
- (2) 巡視、点検、測定記録（日常巡視点検、定期精密点検）
- (3) 運転日誌（日常巡視点検、故障、軽事故を含む）
- (4) 電気事故記録
- (5) 主要電気機器の整備台帳

## 第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第22条 電気事業者との保安上の責任分界点は、電力需給契約書に基づく責任分界点とする。

(需要設備の構内)

第23条 当組合の需要設備の構内は、別図2に示すとおりとする。

## 第10章 雑則

(危険の表示)

第24条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所であつて危険のおそれあるところは、人の注意を喚起するよう表示を設けなければならない。

(測定器具の整備)

第25条 電気工作物の保安上必要とする測定器具について整備し、これを適正に保管しなければならない。

(設計図書の整備)

第26条 電気工作物の新設増設改造等が行われた場合における設計図、仕様書、取扱説明書等については、必要な期間整備保存しなければならない。

(手続書類の整備)

第27条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図その他主要文書については、その写しを必要な期間保存しなければならない。

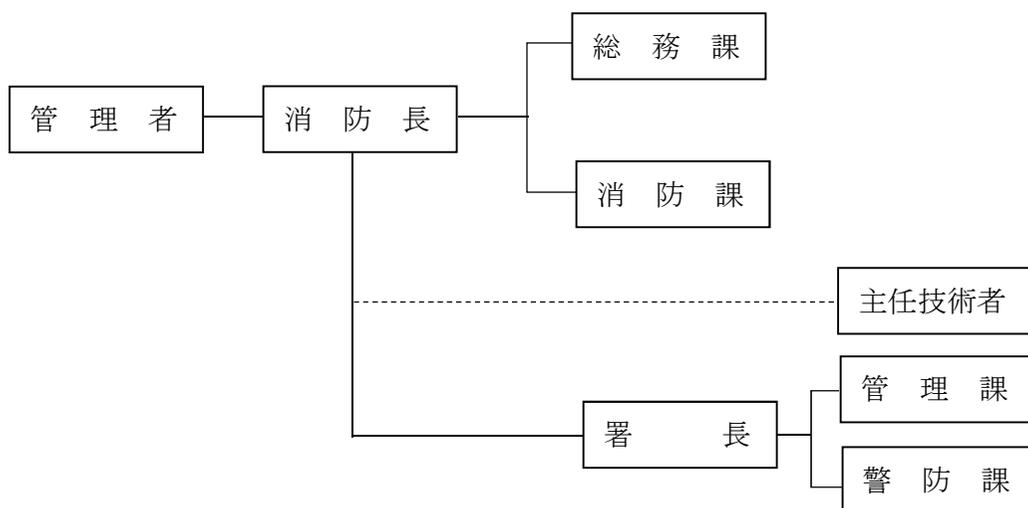
附 則

この消本訓令は、昭和49年9月20日から施行する。

附 則 (平成3年消本訓令第14号)

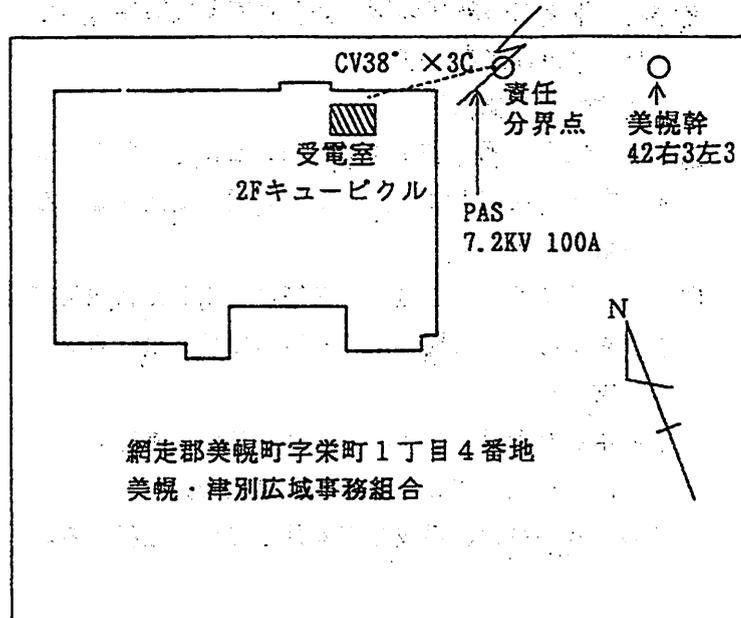
別図1

指揮命令系統・連絡系統図

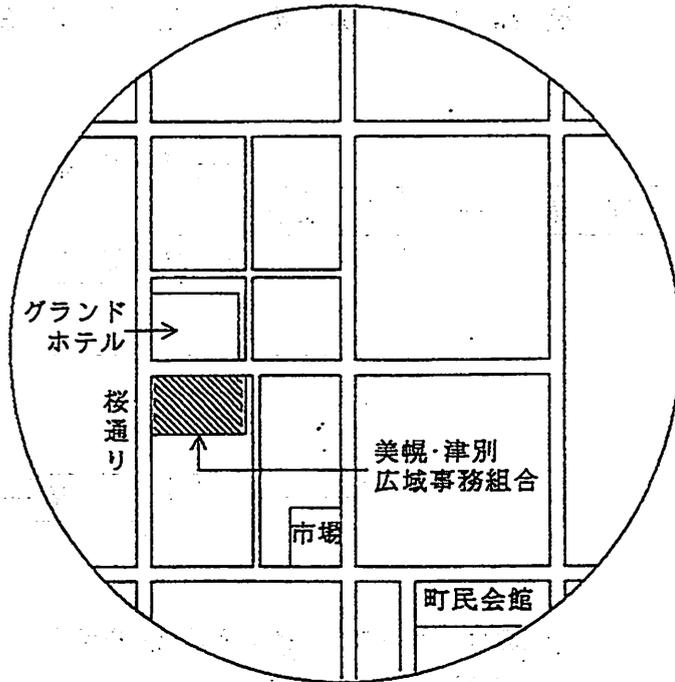


- ・実線は管理系統（指揮命令系統）を示す。
- ・点線は連絡系統を示す。

構内図



〈美津二〉



別表第1

巡視点検測定ならびに手入基準

項目 対象	日常巡視			定期巡視			点検手入			精密点検手入			測 定		
	NO	周 期	点 検 箇 所 ね らい	NO	周 期	点 検 箇 所 ね らい	NO	周 期	点 検 箇 所 ね らい	NO	周 期	点 検 箇 所 ね らい	NO	周 期	測 定 項
受電設備	1	1 週間	受と刃の接触 過熱変色 ゆるみ 汚損、異物付 着	1	1 年	受と刃の接触 過熱、ゆるみ 荒れ具合 フレ止装置の 機能				1	1 年		1	1 年	絶縁抵抗測定
	1	1 週間		1	1 年	絶縁テープ処 置の損傷、分 岐管処理の損 傷				1	1 年		1	1 年	絶縁抵抗測定
設 備	1	1 週間		1	1 年	各部の損傷腐 食、過熱発錆 付属装置の状 態	1	2 年	遮断器測定	1	不定期		1	1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	1	1 週間				他物との離隔 距離、腐食、 過熱、接続部 分、クランプ 類のゆるみ、 がいし支持物 の損傷ゆるみ									

受電設備	M O F	1	1 週間	1	1 年	外部損傷、油漏れ、腐食、接地接続部							絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	
	受電用変圧器	1	1 週間	1	1 年	本体の外部点検、漏油、汚損、振動、音響、温度	1	1 年	各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、汚損油量、接地線接続部	1	5 年	内部について点検(コイル接続部、リード線、鉄心その他各部)	1 1 年 1 1 年 2 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁耐油試験
	電動機その他回転機	1	1 日	1	3 ヶ月	運転者が音響回転、過熱、異臭、吸油状態などに注意する	1	1 年	音響、振動、温度、各部の汚損、ゆるみ、損傷、伝達装置の異常	1	3 年	温度上昇を考慮し内部分解点検、コイル、軸受、通風付属装置などの手入れ	1 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
		2	1 週間	2	1 年	整流子、刷子集電環点検	2	1 年	制御装置点検	2	3 年	温度上昇その他の事項を考慮し回転子引出掃除		
	照明装置	1	1 日	1	1 年	異音、汚損、不点	1	1 年	照明効果、汚損、損傷、音響、温度、コンパウンドの				1 1 年	絶縁抵抗測定

< 11 冊 >

< 二 番 号 >

備		1	1 週 間	開閉器の点検 湿気、じんあ い等に注意	1	1 年	洩れ 開閉器、器具 の接続	1	1 年	絶縁抵抗測定
配 線	原動機関 係	1	1 週 間	燃料系統から の漏油及び貯 留	1	5 年	機関各部のオ ーバークール	1	1 0 年	内燃機関の 分解
		2	1 週 間	機関の始動停 止						
		3	1 週 間	セルモーター の具合						
発電機関 係				電動機と同じ			電動機と同じ		1 1 年 2 1 年 3 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 継電気試験
	蓄電池	1	1 週 間	液面、ゆるみ、 比重測定	1	1 年	床面の損傷	1	2 年	比重測定
		2	1 週 間	表示電池の電 圧測定	2	1 年	充電装置の動 作状況	2	3 ~ 5 年	温度測定 各電池の電圧 測定
	3	1 日								